

札幌市乳児精密健康診査実施要綱

1 目 的

乳児期は、発育の最も重要な時期であることから、身体等の健全な発育、発達に支障を及ぼすおそれのある異常を早期に発見するため、異常の疑いのある乳児について専門医による精密健康診査（以下「精密健診」という。）を行うことにより乳児の健康の保持増進を図る。

2 実施対象者

保健センター（以下「区保健福祉部」という。）において実施する乳児の健康診査の結果、市長が精密健診を必要と認めたもの（以下「乳児」という。）とする。

3 実施機関

乳児の精密健診は、札幌市が委託した機関（以下「実施機関」という。）において実施するものとする。

4 実施の方法

乳児の精密健診を実施するにあたっては、疾病又は心身の発達における異常の有無についての診断確定に必要な最小限度の検査を行うものとし、治療的な措置及び入院を要するものは除くものとする。

5 受診手続き

- (1) 市長は、精密健診を必要とする乳児の保護者に対し乳児精密健康診査受診票（以下「乳児受診票」という。）（様式1）を交付するものとする。
- (2) 乳児受診票の交付を受けた乳児の保護者は、速やかに実施機関に当該受診票を提出し受診するものとする。

6 実施結果の報告

実施機関は、乳児の精密健診を行ったときは、その結果について、原則として実施月の翌月15日までに市長に報告するものとする。ただし、3月実施分については、速やかに報告するものとする。

7 精密健診費用の支払

市長は、実施機関に対し、期限（原則として実施月の翌月15日まで）を過ぎて報告されたもの、又は請求書及び報告書に不備があったもの等を除き、実施結果の報告を受けた月の翌月の末日までに精密健診費用を支払うものとする。ただし、3月実施分については5月末日までに支払うものとする。

8 事後指導

区保健福祉部は、乳児の精密健診の結果に基づき必要な保健指導を行うものとする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は母子保健担当部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 3 1 日）

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 3 月 2 5 日）

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 1 1 月 8 日）

この要綱は、令和元年 1 1 月 1 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 2 4 日）

この要綱は、令和 3 年 5 月 3 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 1 6 日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1
No. 号

乳児精密健康診査受診票				
乳児氏名 生年月日	(ふりがな)	男・女	年 月 日生	
保護者氏名			電話	
居住地				
有効期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			
精密健康診査 依頼要旨				
	令和 年 月 日 様 (担当医師名) 札幌市 保健センター			
検査（請求）内容	点数	所見または今後の処置		
初診時基本診療料	・	受診結果 1 異常なし 2 経過観察（診断名 ） 3 要治療（診断名 ） 備考 （検査結果、今後の治療方針について記載して下さい）		
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・	被保険者等の別：健保・国保・生保・その他（ ）		
	・	区分	社会保険料負担分	請求金額（窓口徴収相当額）
	・	請求	円	円
	・	(※審査決定)		円
	・	令和 年 月 日		
	・	医療機関名		
計		医師氏名		

注意 1.精密健診を受けるときは、この票と健康保険証を指定病院の受付に提出して下さい。
2.母子健康手帳を持参して、健診内容、結果を記入してもらって下さい。